

Title	第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達(III)
Sub Title	Arbeitskräfterekrutierung in den besetzten Ostgebieten Deutschlands während des Zweiten Weltkrieges (III)
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1993
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.85, No.4 (1993. 1) ,p.723(195)- 734(206)
JaLC DOI	10.14991/001.19930101-0195
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19930101-0195">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19930101-0195</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 第二次世界大戦期ドイツの 東部占領地域での労働力調達(Ⅲ)

矢野 久

- I はじめに
- II 統計的分析
- III 東部占領地域の統治機構
- IV スターリングラード陥落まで  
(以上、『三田学会雑誌』第85巻2号)
- V 1943年の労働力調達政策の転換
- VI 1943年の労働力徴集の実態  
(以上、『三田学会雑誌』第85巻3号)
- VII 「住民疎開」による労働力調達
- VIII 1944年の労働力調達
- IX おわりに  
(以上、本号)

### VII 「住民疎開」による労働力調達

前章では、1943年における労働力徴集活動に焦点をあて、東部占領地域での労働力調達の実態を分析した。それによって明らかになったことは、戦況と労働力不足状況にいかに対処するかという経済的観点にもとづいて、東部占領地域での労働力調達政策は政策面で変更されたということ、しかし労働力調達の実態は、こうした基本的変更を必ずしも反映するものではなく、むしろ、経済的観点とは異なるイデオロギー的観点にもとづいて労働力調達が実行されていた、ということである。

本章では、東部占領地域での労働力調達の実態のもう一つの側面、すなわち、撤退時の「住民疎開」による労働力調達の実態を明らかにする。

まず、撤退にともなう労働力調達政策そのものが、1943年夏以降どのように変化したかを、あらかじめ確認しておこう。

1943年8月5日、「撤退令」が公布され、東部経済参謀部が1943年2月21日に出した「注意書き」が廃棄されることになった。2月の「注意書き」では、撤退政策は(1)原料、労働力、機械設備などをドイツが利用するための疎開、(2)機械設備、工場などが敵に利用されることを阻止する「麻痺」、(3)利用を不可能にするための「破壊」から構成されていたが、8月の「撤退令」では(1)送還・救済、

(2)麻痺、(3)破壊から構成されることになった。もっとも、労働力に関しては、(1)の送還・救済の項目で触れられているが、内容的には2月21日の「注意書き」と同一である<sup>(1)</sup>。

その意味で、1943年夏の段階で、撤退にともなう労働力調達政策には変更がなされなかったように思われる。しかしながら、撤退政策は地域によってかなりの差がみられた。

たとえば、ドニェツ地域では、1943年8月30日の総統命令により、東部経済参謀部長 Stapf がドニェツ地域からの住民・工業用機械・トラクター・工業原料・穀物の本国移送ならびに工業移転の責任者となったが、彼は9月1日、ドニェツ地域からの上記移送を命じ、住民を以下の5つのグループに選別するよう指示した<sup>(2)</sup>。

- (1) ウクライナ農業用の農業労働者
- (2) 陣地構築用の労働者
- (3) ドニェプル川以西に移転された工業用の労働者
- (4) ライヒに移送する労働者
- (5) シュレージエンに移送する鉱山労働者

しかしこうした疎開の要請は、部分的にしか実施されなかった。というのは、ほぼ同時期に、つまり9月7日、Hitler の指示にもとづき、Göring は、農産物・農業用設備・機械を農業部門から移送するが、食糧加工企業および農業の生産基盤は破壊することを命じたからである。また、労働力については、確定された前線の西側に移送することを指令したにすぎない<sup>(4)</sup>。

ドニェプル川以東の地域では、1943年9月6日、疎開と破壊が命じられた。この地域は二つのゾーンに区分され、異なる撤退政策が導入された。すなわち、一方のゾーンでは、まず機械・設備の疎開を命じ、それが終了した後、労働能力ある住民の移送を命じた。それに対し、もう一方のゾーンでは「破壊」を命じた。そこでは、敵に有用となりうるものはすべて破壊するという原則のもとで、経済財の破壊が命じられ、また住民については、「労働能力のある男女はすべて西方へ移送し」、「労働能力のない者は破壊ゾーンに置き去りにする」というものであった<sup>(5)</sup>。

第V章で述べた、1943年初頭に確定された撤退時の疎開政策は、このように、1943年8月以降のドイツ軍の敗退によって大きく変更されるにはいたらなかった。設備・物資については、利用しうるものは救済し、疎開するが、利用できないもの、あるいはソ連軍に利用されうる可能性のあるものは破壊の対象とすることを原則とした。また、労働力については、基本的には、撤退地域住民を救済し、労働力として利用しようとした。ただ、1943年8月以降は、ライヒへの労働力移送が必ず

注(1) Räumungsordnung des Wi Stab Ost vom 5.8.1943, Anlage 76 zu Kriegswirtschaft im Operationsgebiet, in: *Wirtschaftspolitik*, S. 560ff.

(2) Befehl des Generalstabschefs des Heeres vom 30.8.1943, Dok. 317-EC, *IMG*, Bd. 36, S. 309.

(3) Anweisung des Generals der Infanterie Otto Stapf vom 1.9.1943, Dok. 200, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 467ff.

(4) Befehl Görings (auf Weisung Hitlers) vom 7.9.1943, Dok. 317-EC, *IMG*, Bd. 36, S. 307f.

(5) Anweisung von Erich Koch an die Generalkommissare in Kiew und Dnepropetrowsk vom 6.9.1943, Dok. 204, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 474f.

しも重点にはおかれていない点が注目に値しよう。さらに、地域によっては、労働能力なき住民を破壊ゾーンに置き去りにするという措置も同時進行されることになった。ドイツ軍の敗退によって、軍事的観点から、撤退政策にいっそう大きな意味を与えたと思われる。

それでは、撤退時の住民疎開とそれによる労働力調達はどのような様相を呈していたのであろうか。以下、1943年夏以降の実態をみることにしよう。

1943年9月の南方軍集団総司令部によれば、「住民の大部分は自由意志では部隊と共に退却してはいない。それによって、大量の労働力、家畜、食糧品、物資が敵の手に落ちてしまった。」南方軍集団は、「部隊がもっとも厳しい措置を講ずることによってのみ、数十万名の労働者、家畜、穀物を救出しうる」という認識の下、あらゆる手段を駆使し、馬などの家畜と共に西方へ移動することを農村住民に命じたのである<sup>(6)</sup>。このことは、疎開に関し住民側は消極的な態度で臨んでおり、それが疎開作業を妨げていたということを示すものでもある。

ところで、住民の態度はこれにとどまらず、拒否的でした。キエフ保安警察指揮官は、ドニェプル川以東の疎開作業に関し、1943年9月17日、住民のわずか一割さえも自由意志では疎開していないと報告している。そればかりか、事態はドイツにとって危機的でした。「男性と労働能力ある女性が深い山奥や峡谷に姿を隠してしまうため、村という村から全くいなくなり、残っているのは、子供と老女たちだけである。」それゆえ保安警察指揮官は、「暴力措置を構じなければ」、現地住民を「労働配置のために調達しうる見込みはない」と結論づけざるをえなかった<sup>(7)</sup>。

保安警察、したがってSSがより暴力的な強制的措置の適用を主張していたのに対し、軍部の一部は、こうしたやり方に批判的であった。実際、第二軍司令官は、1943年9月21日、「意味もなく村落を焼き払うことを禁止」した。さらに軍司令官は、「放火した者は軍事法廷に訴え、逃亡を試みれば射殺する。村落の破壊が許されるのは、前線での敵とゲリラ部隊にたいする闘いの場合のみに限られる」と指示した<sup>(8)</sup>。このように、住民をどのように疎開させるかについては、指導部内で必ずしも一致をみなかったが、しかしいずれにせよ、住民を疎開させるという点では共通していた。

そこで、以下では、住民疎開がどのようになされていたのかをみてみよう。

1943年9月21日、北方軍集団戦区司令官は、現在の前線と「豹の陣地」Panther-Stellung（ネーヴェルの北西、プスコフ湖の西岸の中央・北方軍集団支配下の防衛線で、いわゆる東部要塞の北方部）との間の地域から住民を疎開させることを命じた。計画では、約90万名を疎開の対象としていた。ほぼ約

---

注(6) Übermittlung eines Befehls des Oberkommandos der Heeresgruppe Süd vom 11.9.1943, Dok. 206, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 476 f.

(7) Bericht des Kommandeurs der Sicherheitspolizei und des SD Kiew an den Befehlshaber der Sicherheitspolizei und des SD Ukraine vom 17.9.1943, Dok. 208, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 478.

(8) Anweisung vom Oberbefehlshaber der 2. Armee vom 21.9.1943, Dok. 209. in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 479.

1,000名を一グループとし、「豹の陣地」線西方100kmの仮収容所に到着するまで一日約12kmから15km歩かせた。仮収容所に到着すると、疎開者のなかから労働能力のある者を選別し、労働能力のある者は、東部要塞・占領地域・ライヒでの労働配置に向けて、さらに移送された。疎開者のほぼ半数が労働能力のある者とみなされ、10歳以上の子供もまた労働者に数えられた。<sup>(9)</sup>

しかし、疎開活動は軍にとっては必ずしも満足のいく成果をあげなかった。その原因として、先にあげた住民の側の消極的ないし拒否的な態度以外にもいくつかの点が考えられる。以下、考えられる原因をみてみよう。

一つは、戦況そのものである。北方軍集団では、90万名の疎開が予定されていたが、実際にはそのうちの半数が疎開可能者であった。疎開可能な者のうち、10万名は北方軍集団での陣地構築に配置されることになっていたため、残り30万名がオストラント・ライヒ全権委員府とライヒに移送可能であった。しかし実際の疎開作業は、北方軍集団のなかでも千差万別であった。たとえば、第18軍司令部では疎開作業は「満足のいくもの」と評価されていたが、第16軍司令部では戦況によって疎開作業はどこおっているとみなされた。中央軍集団でも、疎開者の移送は、戦況が主な原因で「ずっと不利」な状況にあった。<sup>(10)</sup>

戦況は、地域によっては疎開活動そのものを不可能にした。たとえば南方軍集団第6軍は、1943年10月16日付で、各地域での破壊行動と疎開行動を報告している。その報告によると、たとえばスターノ地区では、「命令が出されるよりも早く軍事状況が変化したので、住民の疎開はほとんどまったくなされなかった。」また、ベルジャンスク地区でも「完遂されることはなかった」と報告されている。<sup>(11)</sup>

もう一つは、疎開活動を実際におこなう機関が不足していたことである。1943年12月、南方経済監督局は、「いたるところで、住民の疎開強制措置を遂行することが命じられた。しかし、実際には、それを実行する機関が充分ではなかったため、大量の強制移住はどこでも成功しなかった」と報告している。<sup>(12)</sup>

このように、住民疎開が「期待されたほどの広がり」をみせなかった理由として、南方経済監督局長 Nagel が要約しているように、「敵の急速な追撃」、<sup>(13)</sup>「疎開命令に自由意志で従わない住民の態度そのもの」、さらに徴集部隊員の不足があげられよう。しかしそれにもかかわらず、南方経済監

---

注 (9) Anweisung des Befehlshabers des rückwärtigen Heeresgebietes Nord vom 21.9. 1943, Dok. 153, in: *Okkupation*, S. 348ff.

(10) Aktenvermerk der Hauptabteilung III beim Reichskommissar für das Ostland vom 22.11. 1943, Dok. 225, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 500ff.

(11) Abschlussmeldung des Wirtschaftsführers der 6. Armee vom 16.10. 1943, Dok. 217, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 489ff.

(12) Bericht der Wirtschaftsinspektion Süd: Wehrwirtschaftliche Nachrichten, Nr. 10 vom 28.12. 1943, Dok. 232, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 520f. この実行体の欠如がどの程度のものであったのかは不明である。

(13) *Wirtschaftspolitik*, S. 327ff.

督局が先述の1943年12月の報告で述べているように、「こうして、ドニェプル川以東の疎開された地域の全住民の約一割にあたる60万名が、軍戦区から西方へ行進させられることになった。」これはそれ自体としては「満足のいくものではない」が、「現在の困難な状況の下では相対的な成功をおさめた」と南方経済監督局は評価している。この60万名のうち、実際には37万5,000名がドニェプル川を渡った。<sup>(14)</sup>

このように、一連の阻止要因にもかかわらず、撤退時の「住民疎開」は少なからぬ数の住民を調達した。しかし、ナチス・ドイツ指導部にとっては、これは充分とはいえるものではなかった。戦争経済が大量の労働力を必要としたからである。時はすでに1944年をむかえた。1944年の労働力調達については章を改めて論ずることにしよう。1943年末までに、疎開のため当地を出発した住民の数は166万名を超え、また徴集された住民数は114万名にのぼった。各経済監督局区での内訳は表8のとおりである。

表8 1943年末までの「疎開」者数

	南方経済監督局	中央経済監督局	北方経済監督局	合計
疎開した住民数	520,500名	885,000名	260,240名	1,665,740名
徴集された住民数	375,000名	541,000名	225,394名	1,141,394名

(出典：Wirtschaftspolitik, S. 329.)

## VIII 1944年の労働力調達

1944年1月4日、Hitlerのもとで、「1944年労働配置」に関する協議が開かれた。この協議には、Hitler, Sauckel, 軍需大臣 Speer, 国防軍最高司令官 Keitel, 空軍元帥 Milch, 食糧農業省政務次官 Backe, SS長官・内務大臣 Himmler ならびに総統官房長官 Lammers が参加した。協議の冒頭、Hitler は、

- 「1) どのくらいの労働力が、a)これまでのキャパシティを維持するため、b)キャパシティ拡大のためドイツ戦争経済に必要とされるのか？  
2) どのくらいの労働力が占領地域から、あるいはドイツ・ライヒでの独自の措置（能率向上）によって獲得しうるのか？」

について明らかにすることを要求した。<sup>(15)</sup> Sauckel は、これまでのドイツ戦争経済の水準を維持するには、1944年に少なくとも250万名、おそらく300万名の追加労働者が必要であろう、と説明した。それに対しSpeerは、占領地域から労働力を追加調達する場合に、占領地域の軍需工業・下請け産業からは労働力を調達しないよう求め、Hitlerもこれに賛成した。またSpeerは、Sauckelの要求

注(14) Bericht der Wirtschaftsinspektion Süd: Wehrwirtschaftliche Nachrichten, Nr. 10 vom 28. 12. 1943, Dok. 232, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 520f.

(15) Niederschrift Lammers über eine Besprechung bei Hitler vom 4. 1. 1944, Dok. 1292-PS, *IMG*, Bd. 27, S. 104ff.

とは別に、130万名の労働者、さらに、防空壕建設に25万名の労働者を要求した。協議の結果、第一に、合計405万名の労働者を占領地域全体から調達すること、第二に、占領地域の軍需工業からは労働者は調達しないことが決められた。協議の席上、Sauckelは、405万名もの労働者の調達は確約しえないと言明したが、Himmlerは、SS部隊の拡大と動員強化によって「Sauckel作戦」への支援を約束した。<sup>(16)</sup>

翌5日、SauckelはLammersに宛てた手紙で、「綿密な調査」の結果として、405万名の労働力需要の内訳を確定した。<sup>(17)</sup>405万名全員を占領地域全体からライヒへ調達するという前日の協議の結論とは異なり、Sauckelは占領地域全体からは355万名の調達を想定している。ポーランド総督府を含む東部占領地域全体からは計60万名の労働力調達を計画していた。

表9 1944年労働力調達の内訳

1) ドイツ人労働者の新規動員	50万名
2) イタリア人労働者	150万名
3) フランス人労働者	100万名
4) ベルギー人労働者	25万名
5) オランダ人労働者	25万名
6) 東部占領地域（ソ連、バルト諸国、ポーランド総監府）から	60万名
7) その他ヨーロッパ諸国から	10万名
計	405万名

(出典：Schreiben Sauckels an Lammers vom 5.1.1944, Dok 1292-PS, IMG, Bd. 27, S. 109f.)

そのうち、本稿の対象とするポーランド総督府を除く東部占領地域からは、Sauckelは1944年初秋までに50万名の労働者をライヒへ調達することを計画していた<sup>(18)</sup>(表10)。さらにSauckelは、北方軍集団が撤退時にオストラント・ライヒ全権委員府に疎開させた住民のうち、4万から5万名をドイツに連行することも企図していた。ところで、この50万名の労働者をどのようにして調達するつもりであったのだろうか。Sauckelは、「あらゆる可能性」を利用することを最重要課題とした。しかし、具体的な調達方法を指示したわけではなく、これまで実施されていた「あらゆる可能性」

表10 1944年ライヒへの「東方労働者」調達の地域配分

ウクライナ（A・ウクライナ軍集団）	200,000名
オストラント・ライヒ全権委員府	100,000名
中央軍集団、白ロシア上級管区	125,000名
北方軍集団	75,000名
計	500,000名

(出典：Aktenvermerk der Abteilung Arbeit beim Wirtschaftsführer der Heeresgruppe Mitte vom 18.1.1944, Dok. 234, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 522ff.)

注 (16) *Ibid.*

(17) Schreiben Sauckels an Lammers vom 5.1.1944, Dok. 1292-PS, IMG, Bd. 27, S. 109f.

(18) Aktenvermerk der Abteilung Arbeit beim Wirtschaftsführer der Heeresgruppe Mitte vom 18.1.1944, Dok. 234, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 522 ff.

を利用することを要求した。その背景には、「年齢別の徴集かノルマの委託かパルチザン掃討作戦かというような個別計画だけに拘束されるのはこの目的にそぐわない」という認識があった。<sup>(19)</sup>

以上がライヒへの労働力調達である。しかし、東部占領地域での労働力需要はこれにとどまらなかった。というのは、SS や国防軍、労働配置総監もまた東部占領地域内で大量の労働力を必要としていたからである。1944年2月24日以降、たとえば北方軍集団は50,000名の戦闘補助員を、空軍は30,000名のリトアニア人を、一個師団は18,500名を、海軍は40,000名のリトアニア人を、そして労働配置総監はライヒに100,000名のリトアニア人を要求したのである。そのなかで、どの労働力需要を優先するかについては一切指示がなされていなかったという点は注目に値しよう。まさにそれゆえに、オストラント・ライヒ全権委員 Lohse は、「全体の要求もそれに対応した口頭ならびに文書での指令も最高責任者の私の許には届いておらず」、「いくつかの部署から要求がだされるばかりでなく、文民の役所、SS と警察の部署、さらに軍部の部署が私に連絡せずに当地の代表者と交渉していることを確認せざるを」えなかったのである。<sup>(20)</sup>

このように、労働力需要面においては、ライヒへの労働力調達を筆頭に、東部占領地域での労働力需要もさらに高まり、しかも、それぞれの労働力需要は調整されることなく、各組織の直接交渉に委ねられ、したがって統一性を欠きバラバラに展開されていた。一方、労働力供給面では、年齢別の労働力徴集、パルチザン掃討作戦などの個別の労働力徴集だけではなく、あらゆる方法と可能性が利用すべきであることが強調されていた。

しかし現実には、戦況はドイツにとってますます不利となった。図1が示すように、1944年にはドイツ軍はさらに撤退を強いられ、ドイツのソ連占領地域はますます狭くなっていった。今や、労働力徴集の可能性は撤退時の住民疎開にかろうじて見いだしうるにすぎなくなっていた。しかも、住民疎開はこれまでとは異なる様相を呈するにいたった。1944年4月1日の国防経済参謀部報告が示すように、破壊命令そのものでさえ、赤軍の攻撃によってもはや完全には遂行されえなくなっていたのである。それゆえ、疎開のための準備に時間をかけられなくなり、労働能力ある者を戦闘地域で即座に選別することが必要となった。Nagel によれば、そのために「労働者配置部隊」“Einsatzkommandos Arbeit” が設置されることになった。軍隊が疎開住民を一定の地点まで移送し、「労働者配置部隊」に引き渡した。労働者配置部隊は、引き渡された住民を「疎開者収容所」に送り込んだという。<sup>(21)</sup>

このように、戦況の展開によって、労働者を適時に徴集することは「一部の地域ではもはや不可

---

注 (19) Aktenvermerk der Abteilung Arbeit beim Wirtschaftsführer der Heeresgruppe Mitte vom 18.1.1944, Dok. 234, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 522ff.

(20) Beschwerde Hinrich Lohses an Martin Bormann vom 25.3.1944, Dok. 247, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 544f.

(21) *DZW*, Bd. 5, S. 410.

(22) *Wirtschaftspolitik*, S. 329.



能であった<sup>(23)</sup>」。それにもかかわらず、住民疎開は一定の成果をおさめた。南方方面（A・南方軍集団とウクライナ・ライヒ全権委員府）では、1944年第1四半期に、計377,147名が疎開し、そのうち141,157名がライヒでの労働配置のためにライヒに移送された。中央軍集団では、同年第1四半期に95,000名が疎開・徴集されたが、ここでは、主として陣地構築のために投入された<sup>(24)</sup>。北方軍集団では、同年第1四半期に237,426名が疎開された。そのうち、17,290名は直接ライヒに移送されたが、133,494名はオストラント・ライヒ全権委員府での労働力需要に充てられ、86,642名は陣地構築や治安関係に配置された<sup>(25)</sup>。

ところで、こうした一定の成果の背後には様々な要因が確認される。ドイツ・ライヒへの労働動員を中心とする年齢別労働力徴集、現地での労働力需要のための労働力調達、さらに撤退時の住民疎開は、一方で組織上・権限上の混乱に戦況の不利な展開が拍車をかけ、ますます混乱していった。しかも、各担当集団がそれぞれ別個に労働力調達をおこなおうとしたため、迫りくる撤退に直面して、担当集団は強暴となっていった。それに応じて住民の態度はますます拒否的となり、担当集団はいよいよ強暴化していった。たとえば、第9軍司令部は、住民が労働義務に応じなかったりするような場合には、厳罰をもって対処するよう命じた。個人の規律が問題であれば、「強制労働収容所」への引き渡しにより、また、村など集団が問題であれば、家畜やストックの没収あるいは集団的な処罰によって対処するよう指令した。このように、軍は厳罰によって現地住民の労働力徴集に臨むことを許されたが、担当者の住民に対する態度は、実際には、こうした命令の限度を超えるかなりひどいものであった。1943年11月・12月のウクライナの各管区委員の報告によれば、ドイツ軍兵士は、軍の指示に「違反して」、東部占領地域で、事務所や家屋や酪農場などを略奪していた。「ドイツ人兵士の態度は残念ながらひどい」、「まさに破局的」であった。ジトミールの上級管区長への報告によれば、ドイツ人兵士がこうした略奪をおこなわないように監視しなければならなかったが、そのための要員が不足したため、ドイツ人兵士に対する監視は事実上不可能であった<sup>(27)</sup>。

こうした残忍さをもってしても、労働力調達は困難をきわめた。一つには、疎開後に残った住民

注 (23) *Wirtschaftspolitik*, S. 330.

(24) *Wirtschaftspolitik*, S. 325, 331.

(25) *Wirtschaftspolitik*, S. 325, 332. しかし、こうした疎開の背後には、疎開の対象にならなかった数多くの住民の存在があった。1944年第1四半期に、北方・中央軍集団はリトアニアへ数十万名の住民を疎開させたが、オストラント・ライヒ全権委員府には彼らを収容するキャパシティがなかった。そのため、疎開住民の移送をそのままドイツまで続けるか、労働能力ある者だけを移送するかが問題となり、結局「ドイツでの労働に適応しない」者は「ソ連の進撃にゆだねたままにすべき」とされ、疎開の対象からはずされた。*DZW*, Bd. 5, S. 411 f. この例は、戦況の展開のなかで、住民疎開においても労働能力の有無が重視されていたことを示している。

(26) *Befehl des Oberkommandos der 9. Armee an die rückwärtigen Armeedienststellen vom 20.1.1944*, Dok. 235, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 525.

(27) *Auszüge aus Berichten an den Reichskommissar für die Ukraine und an den Generalkommissar Shitomir von November und Dezember 1943*, Dok. 288-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 324ff.

の労働力としての利用価値の問題があったが、それ以上に、こうした残忍性に対する住民の拒否的態度にその原因を求めることができる。たとえば、クリウ・イ・ロークでは、1943年11月23日から翌年2月19日までに29,227名の男性と359名の女性が疎開させられた。これとは別に、2月7日には、国防軍とSSが協同して、労働能力ある全ての男性を徴集しようとしたが、「この作戦は望み通りの成功をおさめることはできなかった。」ここでは、約1,400名の男性が徴集されたにすぎなかった。というのは、「この作戦はすぐに知れわたり、男たちは女から警告を受け、都市から逃亡したからである」。「こうした逃亡を阻止できるほどの力は部隊にはなかった」。そこで2月14、15日、新規に作戦が展開され、ようやく1,000名の男性が徴集されたにすぎない。<sup>(28)</sup>

こうした問題を抱えながら、東部占領地域から大量のソ連人がドイツへ連行された。本稿の考察を終えるにあたり、ドイツ・ライヒに連行されたソ連市民労働者の数を統計的に確認しておこう。図1が明示するように、1943年に、ドイツ軍は後退を余儀なくされ、東部占領地域は急速に縮小の一途をたどった。その結果、1944年には、東部占領地域でのドイツ軍の勢力圏は、ウクライナ西部、西部白ロシア、バルト地域に限定された。こうした戦況にもかかわらず、否、それゆえに、1944年前半期だけで、東部占領地域の作戦地域から38万名のソ連市民労働者がライヒに連行された。これは、1942年の一年間にこの作戦地域から連行された80万名と比較して、ほぼ同じ水準に達するものであった(表5)。1943年の一年間に連行された21万名をはるかに上回っている。

以上の数値は、東部占領地域の中の作戦地域からのソ連市民労働者の連行数を表すものである。東部占領地域全体でみると、1944年6月30日までに、279万名以上のソ連市民労働者がライヒへ移送されていたことになる。出身地域別にみると、表11が示すように、圧倒的にウクライナ・南方軍集団統轄地域が多かった。

表11 出身地域別ソ連市民労働者 (1944年6月30日までの総数)

出身地	
ウクライナ・ライヒ全権委員府と隣接軍集団戦区 (南方軍集団, 後のA・B軍集団)	2,196,166名
中央軍集団	284,288名
北方軍集団	67,409名
白ロシア (文民行政地域)	116,082名
オストラント・ライヒ全権委員府 (ロシア人逃亡者)	50,475名
オストラント・ライヒ全権委員府 (現地住民)	78,249名
合計	2,792,669名

(出典: Dallin, S. 465.)

以上が、東部占領地域からライヒへ連行されたソ連市民労働者数の概観である。それに対し、実際にライヒで就業していたソ連市民労働者の数はそれを下回る。1944年9月30日現在、男性1,062,507名、女性1,112,137名、計2,174,644名のソ連市民労働者がライヒで就業していた。<sup>(29)</sup>

注 (28) Aus dem Abschlußbericht des Wirtschaftsführers der 6. Armee vom 24.2.1944, Dok.160, in: *Okkupation*, S. 371.

## IX おわりに

本稿の考察を要約してみよう。

- (1) ソ連人労働者の労働力調達、とりわけライヒへの労働動員は、たしかに労働力需要、したがってまた、労働力需要をもとに作成された労働力調達の計画を達成するにはいたらなかった。しかし、そのことから、ソ連人労働者の労働力調達の失敗を結論づけることはできない。労働力調達を困難にするさまざまな要因があったのにもかかわらず、労働力調達は少なからぬ成果をあげたといえる。
- (2) 東部占領地域での労働力調達政策は、1943年初春以降、労働力「募集」から労働力「徴集」へと方向転換し、また、「地域分担原則」から「年齢別労働力徴集」へと展開していった。これは、半強制的な労働力調達方法が強制的なものに転化していったことを意味する。そればかりではなく、この強制的労働力調達への転化は、ライヒ戦争経済の労働力需要が最優先されるようになったということも意味するものであった。この転換は、戦況よりはむしろ、ライヒ内部での労働力需要の動向との関連でもたらされたものである。さらに、バルチザン活動や現地住民の態度も労働力調達政策の転換に大きな影響を与えた。
- (3) しかし、1943年には戦況が変化し、撤退局面に入った。その過程で、労働力調達の重点は、強制的な労働力徴集から、撤退時の「住民疎開」による強制的労働力調達へと移っていった。1943年以降の戦況の不利な展開にもかかわらず、労働力調達が1942年の水準に迫るほどの成果をあげたのは、住民疎開によるものであった。これは、(2)で述べた、ライヒ内部での労働力需要と東部占領地域での労働力調達政策との関係から生じたものではなく、撤退局面への移行という外在的要因によるものである。
- (4) Herbert は、1943年以降にもソ連市民労働者が大量にライヒに連行されえた原因を、ドイツの労働力徴集部隊が「効率的かつ残忍に」活動していた点に求めている。<sup>(30)</sup> Herbert の効率性と残忍性の論点は、それ自体としては重要であるが、本稿で明らかにしたように、残忍性については、残忍性の形態が重要である。労働力調達政策は、ライヒの労働力需要との関連、また戦況との関連から、強制的度合いを強めていった。強制は残忍性を含むものであるが、政策と実態のズレという観点から本論で示したように、実態においては残忍性は住民の殺害という形で現われ、連行数の増加とは結びつかなかったのである。

注 (29) それに加えて、労働動員されたソ連人戦時捕虜の数は同年8月15日現在で631,559名で、部分的に労働動員されていた戦時捕虜収容所収容者95,000名を合わせると、合計726,559名のソ連人戦時捕虜がライヒで就業していたことになる。全体で2,901,203名のソ連人労働者が1944年夏の時点でドイツ・ライヒで労働動員されていたことになる。Aktenvermerk des Feldwirtschaftsamtes des OKW vom 4.12.1944, Dok. 135, in: *Okkupation*, S. 323.

(30) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 258.

(5) 効率性については、連行数だけからみれば労働力調達効率性は良かったといえるかもしれない。しかし、撤退時の「住民疎開」による労働力調達の分析から明らかなように、労働力として利用しえない者は置き去りにするという、一見経済的な観点が存在していたようにみえるが、実態においては、労働力としてどの程度利用可能かということではなく、労働力需要を数の上だけで充足させるという観点が支配的であった。労働力の「質」を問わずに、労働力の「数」を確保しようとする東部占領地域での労働力調達は、経済的観点が貫徹しなかったことを意味するだけではなかった。ナチス・ドイツが人間の生命そのものを重んじていなかったことをも意味する。数の上で労働力を確保することと残忍に住民を殺害すること、ナチス・ドイツ指導部は両者に何ら矛盾を感じなかった。その根底には、人種的・イデオロギー的観点が存在していたのである。

ドイツ・ライヒにおいては、労働動員されたソ連人労働者に対する労働者政策は、1943年に転換された。ライヒで就業するソ連人労働者の労働・生活諸条件は、高い労働能率を発揮する場合にはそれなりに改善されるようになった。しかし、そうでない場合には、死に至る道が用意されていた<sup>(31)</sup>。まさに同じ時期に、東部占領地域では、住民に対する残忍な強制的措置、テロルの強化が進行していた。しかし、両地域の労働力調達政策は決して矛盾するものではなかった。まずは強制的に労働者を調達・連行し、ライヒに労働動員させる労働力を数の上で確保する必要があったのであり、ライヒではそのようにして連行されてきた労働者にいかに高い労働能率を発揮させるかが問題となったのである。それがどの程度成功しえたのかは、別に論じる必要がある。(完)

#### 資料・文献リスト

- Czollek, Roswitha: *Faschismus und Okkupation*, Berlin (0) 1974.
- Dallin, Alexander: *Deutsche Herrschaft in Rußland 1941-1945*, Düsseldorf 1981 (1951<sup>1</sup>).
- Demps, Laurenz: "Zahlen über den Einsatz ausländischer Zwangsarbeiter in Deutschland im Jahre 1943", in: *Zeitschrift für Geschichte*, 7, 1973.
- Die deutsche Wirtschaftspolitik in den besetzten sowjetischen Gebieten 1941-1943. Der Abschlußbericht des Wirtschaftsstabes Ost und Aufzeichnungen eines Angehörigen des Wirtschaftskommandos Kiew*, hrsg. und eingeleitet von Rolf-Dieter Müller, Boppard 1991.
- DZW: Deutschland im zweiten Weltkrieg*, 5 Bde., Berlin (0) 1974-1985.
- Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. II, Berlin 1985.
- Europa unterm Hakenkreuz. Die faschistische Okkupationspolitik in den zeitweilig besetzten Gebieten der Sowjetunion (1941-1944)*, hrsg. von Norbert Müller, Berlin 1991.
- Herbert, Ulrich (Hrsg.): *Europa und der »Reichseinsatz«. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, Essen 1991.
- Herbert, Ulrich: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des »Ausländer-Einsatzes« in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985.
- Homze, Edward L.: *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton 1967.

注 (31) 矢野「ソ連人労働者政策の転換(上)・(下)」。

*IMG: Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof*, 42 Bde., Nürnberg 1946-1949 (München/Zürich 1984).

Milward, Alan S.: *The New Order and the French Economy*, Oxford 1970.

Müller, Rolf-Dieter: "Die Rekrutierung sowjetischer Zwangsarbeiter für die deutsche Kriegswirtschaft", in: *Europa und der »Reichseinsatz«. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, hrsg. v. Ulrich Herbert, Essen 1991.

*Okkupation, Raub, Vernichtung. Dokumente zur Besatzungspolitik der faschistischen Wehrmacht auf sowjetischem Territorium 1941 bis 1944*, hrsg. v. Norbert Müller, Berlin (O) 1980.

Phahlmann, Hans: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Darmstadt 1968.

Streit, Christian: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und die sowjetischen Kriegsgefangenen 1941-1945*, Bonn 1991 (Neuausgabe).

*Trials of War Criminals before the Nurnberg Military Tribunals*, 15 Bde., Washington 1949-1954.

USSBS: United States Strategic Bombing Survey: *The Effects of Strategic Bombing on German Morale*, I, Washington 1947.

矢野 久「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/42年を中心に—」矢野他著『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦—』同文館 1989年所収。

——「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換」(上)(下)『三田学会雑誌』84巻3号(1991年10月), 84巻4号(1992年1月)。

(経済学部助教授)

[追記: 脱稿後, 永岑氏の大作が相継いで公刊されたので, あわせて参照されたい。永岑三千輝「ドイツ第三帝国のソ連占領政策(一)(二)」『経済学季報(立正大学)』第41巻第3・4合併号(1992年3月), 第42巻第1号(1992年10月), 第2号(1992年12月)。なお, 和泉朱美子さんにはワープロ入力等協力を得た。この場を借りて謝意を表したい。]